

入札説明書

令和8年8月3日さいたま市告示第1281号により公告した入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

さいたま市地域中核施設プラザウエスト中規模修繕基本計画策定業務

2 競争入札参加資格確認申請に関する事項

(1) 提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加資格申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参又は郵送にて提出してください。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

(2) 提出書類

- ア 競争入札参加資格等確認申請書（原則、電子入札システムにより提出）
- イ さいたま市競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 「建築関連コンサルタント／劇場及びホール」業者登録を証明する書類の写し
- エ 実績を確認できる資料
 - （ア）実績とする業務の契約書及び検査結果通知書の写し
 - （イ）実績とする業務に係るテクリスの完了登録
- オ 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている証明する書類及び当該設計に同法に基づく一級建築士を証明する書類

(3) 提出期間

- ア 電子入札システムにより提出する場合
告示の日から令和8年8月6日（木）午後4時まで
- イ 紙により提出する場合
告示の日から令和8年8月6日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(4) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048（829）1227

FAX 048（829）1996

電子メール bunka-shinko@city.saitama.lg.jp

3 仕様に関する質問方法

(1) 提出方法

電子入札システムにより行います。

電子入札システムを利用できない場合は、質問書を持参又は郵送で提出してください。

(2) 電子入札システム以外の提出先

2 (4) に同じ

(3) 受付期間

2 (3) に同じ

(4) 回答方法

令和8年8月10日(月)までに、電子入札システムに掲載します。電子入札システムを利用できない場合は、電子メール又はFAXにて回答します。

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付期限 令和8年8月13日(木)

(2) 入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関

(3) その他 入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を納付した上で、納付書兼領収書の写し(本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。)を納付期限までに提出してください。なお、紙による入札の場合は、入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。提出先は、2(4)と同じ。

5 入札保証金の納付免除に関する事項

(1) 入札保証金の免除要件

競争入札に参加しようとする者が、さいたま市契約規則第9条のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

(2) 免除申請の方法

入札保証金の納付免除を申請する場合は、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア さいたま市契約規則第9条第1号に該当する場合

入札保証保険証券の原本

イ さいたま市契約規則第9条第2号に該当する場合

令和6年4月1日以降に国(独立行政法人を含む)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことが分かるもの

(3) 提出先

2 (3) に同じ

5 入札及び開札に関する事項

(1) 最低制限価格

設定します。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者としてします。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札は1回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として扱うものとします。

(4) 開札時の入札参加者立ち会いは不要です。

(5) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

6 その他必要な事項

(1) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

(2) 契約手続等

契約予定日 令和8年8月21日（金）

(3) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。